

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（更新）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づいて、令和4年6月9日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分について、3級への変更を求めるとともに、左股関節機能の障害等級を軽度障害として7級と認定した部分について、下肢機能の著しい障害として4級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、「下肢機能の著しい障害（4級）」と記載された障害等級3級の手帳の交付を求めているものと解される。

前回の交付申請時と本件申請時の診断内容はほとんど同一であるにもかかわらず、本件処分により、左股関節機能の障害の程度が4級から7級に変更されている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月19日	諮問
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

交付を受けた手帳の障害程度に変化が生じた場合の再交付について、法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは手帳交付を

受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと定め、法施行規則7条は、同2条を準用し、手帳の再交付の申請は、法15条1項に定める医師の診断書及び同条3項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている。

また、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、障害の級別は等級表のとおりとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照。）、法施行令10条1項の申請に対しては、これらに則って手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。
- (3) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨に鑑みて、提出された診断書に記載された内容に基づいて判断を行うこととなる。
- (4) さらに、法施行令5条1項は、知事は、法15条1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しない

と認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならないと定めている。

このほか、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一・2・(1)は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して、申請者の障害の状況を照会するものとし、同・(3)は、前記(1)によってもなお申請者の障害が等級表のいずれに該当するか不明なときは、法施行令5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする定めている。

## 2 本件処分についての検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢	
3 級	2	一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	3	一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	4	一下肢の機能の著しい障害
	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
	6	一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5 級	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
	2	一下肢の足関節の機能を全廃したもの

	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6 級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下の左表により認定することとし、合計指数は以下の右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説は、具体例の数値は機能障害の一面を表したものであるため、その判定に当たっては、機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(2) 本件障害について

ア 本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「左下肢機能障害」、「原因となった疾病・外傷名」は「大腿骨頭壊死、足部壊死（疾病）」（別紙1・I・①及び②）、「参考となる経過・現症」は、「2016年2月 左THA」「2022年2月 左下腿切断術」とあり（同・④）、「総合所見」として、「左下肢股関節機能の全廃（指数4）」、「左下腿1/2以上で欠くもの（指数4）」と記載されていることが認められる。

このことから、本件障害の障害部位は、左股関節及び左下腿（切断）であり、本件障害については、左下肢のうち、その障害部位である左股関節及び左下腿（切断）の機能障害を個々に判定した上で障害程度を認定するのが相当である。

以下、その程度について検討する。

イ 左股関節機能障害の程度及び等級について

本件診断書によれば、歩行能力及び起立位保持の状況は、いずれも「不能」とされている（別紙1・II・三）が、左股関節を使用する動作・活動についてみると、「座る」のうち、「正座、あぐら、横座り」は×（全介助又は不能）とされているものの、「家の中の移動（義肢、装具使用）」、「二階まで階段を上って下りる（松葉づえ使用）」、「屋外を移動する（松葉づえ使用）」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも△（半介助）、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」、「いすに腰掛ける」及び「座位又は臥位より立ち上がる（松葉づえ使用）」はいずれも○（自立）と判定されている。

また、左股について、関節可動域は100度（伸展⇔屈曲）とあり、やや制限がみられるものの、筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・III）はいずれも○（筋力正常）とされている。

これらのことからすると、請求人の左股関節の機能障害の程度

については、目的動作能力が保たれているといえることから、左股関節機能の軽度障害（7級）と認定するのが相当である。

ウ 左下腿（切断）の機能障害の程度及び等級について

本件診断書によれば、「参考となる経過・現症」欄には「2022年2月 左下腿切断術」とあり（別紙1・I・④）、下肢の長さは、右足84cm、左足50cm（同・II・一・5の表）、  
「総合所見」欄には「左下腿1/2以上で欠くもの」と記載されている（同・I・⑤）。

したがって、請求人の左下腿（切断）の機能障害の程度については、等級表の「一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」（4級）と認定するのが相当である。

エ 総合等級

請求人の上記イ及びウの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとなる。

認定基準に示された等級別指数表によると、7級の指数は0.5、4級の指数は4であるから、左股関節機能の軽度障害（7級）、左下腿2分の1以上欠損（4級）について、これらの指数を合算すると合計指数は4.5となるため、総合等級は4級となる。

(3) そして、処分庁は、本件障害について、東京都社会福祉審議会に諮問したところ、「下肢4級」との診査結果を受けたことが認められる。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「大腿骨骨頭壊死による 下肢機能障害【左股関節機能の軽度障害】（7級）」及び「疾病、切断による 下肢機能障害【左下腿2分の1以上欠損】（4級）」、総合等級4級と認定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「大腿骨骨頭壊死による 下肢機能障害【左股関節機能の軽度障害】（7級）」及び「疾病、切断による 下肢機能障害【左下腿2分の1以上欠損】（4級）」、総合等級4級と認定するのが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1及び別紙2（略）